

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別図第九号 有効範囲(第 45 条の 12 の 7 関係)</p> <p>1 ローカライザ</p> <p>注 1 [略]</p> <p>2 電界強度は、<math>40\mu\text{V}/\text{m}</math> 以上であること。ただし、ILS グライド・パス上及びコース・セクタ(コース・ラインを含む水平面において、DDM の値が 0.155 以下となる扇形状の区域であつてコース・ラインを含むものをいう。別図第十一号参照)内であつて、C から 18.5km の距離以内で、かつ、滑走路の末端を含む水平面から <b>30m</b> の高さ以上の範囲内においては、<math>90\mu\text{V}/\text{m}</math> 以上であること。</p> <p>3~5 [略]</p> <p>2~3 [略]</p>	<p>別図第九号 有効範囲(第 45 条の 12 の 7 関係)</p> <p>1 ローカライザ</p> <p>注 1 [同左]</p> <p>2 電界強度は、<math>40\mu\text{V}/\text{m}</math> 以上であること。ただし、ILS グライド・パス上及びコース・セクタ(コース・ラインを含む水平面において、DDM の値が 0.155 以下となる扇形状の区域であつてコース・ラインを含むものをいう。別図第十一号参照)内であつて、C から 18.5km の距離以内で、かつ、滑走路の末端を含む水平面から <b>60m</b> の高さ以上の範囲内においては、<math>90\mu\text{V}/\text{m}</math> 以上であること。</p> <p>3~5 [同左]</p> <p>2~3 [同左]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	